

中央鉱山保安協議会 議事録

1. 日 時：平成28年2月22日（月）14：00～16：00

2. 場 所：経済産業省別館1階103、105共用会議室

3. 出席者：

（学識経験者）

山富委員（会長）、金子委員、田中委員、所委員、藤田委員、松岡委員、吉本委員

（鉱業権者代表）

後根委員、江口委員、倉崎委員、戸高委員、長谷川委員、深澤委員、森本委員

（鉱山労働者代表）

嵐委員、國本委員、小林委員、嶋影委員、星野委員

4. 議題：

【審議事項】

(1) 鉱山保安省令の改正案について

【報告事項】

(2) 第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について

(3) 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(第5次基本方針)」に係る取組について

(4) 石炭じん肺訴訟の現状について

(5) 鉱害防止準備金制度の変更と運用について

(6) 改正鉱山保安法5年後レビューのフォローアップについて

○本間課長補佐 定刻になりましたので、ただいまより中央鉱山保安協議会を開会させていただきます。

事務局の、鉱山・火薬類監理官付の本間と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずお断りですが、本日の協議会資料については、従来のプリントアウトをお配りする形式から、皆様の机の上に置いてありますiPadにより、電子媒体を見ていただく形式とさせていただきます。当省では、情報共有の円滑化、文書事務の効率化を図るため、審議会等のペーパーレス化を進めており、ご協力をお願いいたします。なお、議題6で使う資料についてはA3版のものがあつ、紙媒体の配付のほうが議論がしやすいかと思ひますので、ペーパーでお配りしております。

お手元のiPadは既に資料が参照できる状態になっております。参照方法を記したペーパーも用意してありますが、iPadの不具合や操作について不明な点がありましたら、手を挙げてお知らせいただけますでしょうか。係の者がサポートいたします。資料を参照される際には、資料番号を記したファイルをタップしていただけますでしょうか。なお、審議、報告中の資料は事務局後ろのスクリーンにもお示ししております。

本協議会の議事の運営につきましては、中央鉱山保安協議会運営規程に基づき、議事は公開とし、一般傍聴を認めますが、特別の事情がある場合は、会長の判断で非公開とすることが出来るものとします。また、会議の配付資料及び議事録は原則として公開いたします。議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表いたします。なお、特別の事情がある場合は、会長の判断で配付資料、議事録、または議事要旨の一部または全部を非公開とすることが出来るものとします。以上につきまして、あらかじめご了承くださいようお願ひいたします。

続きまして、本協議会委員の交代についてご説明いたします。

本協議会は、前回から6名の委員の方が交代されておりますので、ここでご紹介させていただきます。お手元のiPadの画面、資料0をタップしていただけますでしょうか。後ろのスクリーンにあるものと同じものが皆様、出ておりますでしょうか。準備がよろしいようですので、進めさせていただきます。

それでは交代された方をご紹介します。鉱業権者を代表する委員としまして、倉崎昌委員。

○倉崎委員 倉崎です。よろしくお願ひします。

○本間課長補佐 長谷川望委員。

○長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○本間課長補佐 深澤光委員。

○深澤委員 深澤でございます。

○本間課長補佐 ありがとうございます。

労働者を代表する委員としまして、國本裕樹委員。

○國本委員 國本でございます。よろしくお願いいたします。

○本課課長補佐 佐藤和雄委員。佐藤委員につきましては、本日は、ご都合により欠席となっております。

続きまして、星野孝幸委員。

○星野委員 星野でございます。よろしくお願いいたします。

○本間課長補佐 ありがとうございます。以上の皆様です。

続きまして、委員のご出欠の状況ですが、鉾山労働者代表の佐藤委員及び吉岡委員の2名の方が所用により欠席されております。なお、代理者の出席はありません。したがって、協議会委員21名中19名が出席されており、学識経験者の委員、鉾業権者を代表する委員及び鉾山労働者を代表する委員の各々で過半数のご出席をいただいております。これにより、鉾山保安協議会令第4条第1項の規定に基づき、本日の協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

資料を閉じます際には、左上の「完了」ボタンを押していただくと、資料一覧に戻ることができます。よろしいでしょうか。

それでは山富会長、議事進行のほど、よろしくお願いいたします。

○山富会長 山富でございます。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。年に1回の中央鉾山保安協議会でございますけれども、皆様から積極的なご意見をいただきたいと思っております。

予定では、商務流通保安審議官の住田様のご挨拶をいただくところなのですが、所用が入っておられて、遅れて来られるということですので、早速議事に入ってまいりたいと思います。

i P a dの画面にございますように6つの議事があります。最初に審議事項の(1)「鉾山保安省令の改正について」であります。資料1を開いていただいて、それでは、この資料1につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○福島鉱山・火薬類監理官 事務局の、鉱山・火薬類監理官の福島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1に入ります前に、皆様方のiPadの左の一番下に議事次第の項目がございます。それを一度お開きいただいてもよろしいでしょうか。まずここで本日ご審議いただく事項、それとご報告事項を簡単に、全体像をご説明させていただきます。

4. が議事になってございまして、その中に審議事項と報告事項とがございます。審議事項が(1)「鉱山保安省令の改正案について」。報告事項として(2)から(6)になってございます。こちらの協議会におきましてご審議いただく事項は、この省令改正以上の案件、加えて、その他重要案件ということになってございますので、今回はこの省令案についてのご審議をいただくということになってございます。また、報告事項(6)「改正鉱山保安法5年後レビューのフォローアップについて」の中で、一部、本来であればご審議いただかなければいけない事項がございまして、そこでも皆様方に内容をご説明させていただきます。なお、本日の資料の説明は、私と清水対策官、それと石炭保安室長の野中、3名で行わせていただきます。

それでは、資料1を開いていただけますでしょうか。こちらは中身が2つほどございます。ただ、審議事項ではあるものの、正直言いましてご審議いただくほどのものではないと思っております。内容をご説明申し上げまして、ご理解いただけるかと思います。

1. の改正の概要、1つ目の○の3行目の右側から簡単に口頭でご説明させていただきます。鉱山に設置される電気工作物の技術基準については、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令の規定を基準としております。要するにこの省令を引用する形で運用してございます。

それについてでございますが、一番下から3つ目の○でございます。下線を引かせていただいております。電技省令第19条の改正に合わせた改正が行われておらず、改正漏れが発生しておりました。したがって、今回の改正により是正すると。非常にテクニカルな話でございます。

2つ目が一番下の○、「併せて」というところでございます。右側の下線部のところ、金属鉱山等の流量の測定はJIS M0202を使用することとしておりますが、現在のJIS M0202には、「流量の測定はJIS K0094による」とありますことから、当該規定をM0202から直接的にK0094に改正したいというものでございます。具体的には、お開きいただいている一番最後に現行と改正案とございまして、こういった形の省

令の改正を行っていきたいと考えてございます。内容は今、申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○山富会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○田中委員 私、言葉が分からないところがありまして、○の5つ目、2行目のところに「改正のハネ改正がなされている」とありまして、その「ハネ改正」という言葉が分からないので、教えていただけますか。

○福島鉦山・火薬類監理官 鉦山保安法令で定めている基準を、電気事業法令で定めている基準から引用する形で指定しているといった場合に、引用先が改正された場合、その状況がはねて引用元も改正が必要になるということでございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○山富会長 ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、ただいまのご説明に従いまして、この改正案についてはご了解いただいたようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、その次の議題、報告事項が5件ございますけれども、その最初、「第12次鉦業労働災害防止計画の実施状況について」ということでご説明をお願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 議事次第のまま置いておいていただけますでしょうか。議事次第で、今、私からご説明申し上げます第12次鉦業労働災害防止計画、これは労働安全衛生法に基づきまして、こちらの協議会のご意見をお伺いして経済産業大臣が定めるということになってございます。まさにこれが鉦山保安法上の、主には危害防止、災害防止に係る計画でございます。その次に、清水のほうからご説明させていただきます(3)『特定施設』に係る鉦業防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）に係る取り組みについて、これはまさに鉦業防止にかかわる基本方針でございます。私が説明する第12次のほうは5カ年計画、清水が説明する鉦業防止のほうは10カ年計画になってございます。そういうものを念頭に置いていただきながら、資料2に移っていただけますでしょうか。

資料2でございます。今、申し上げましたとおり、第12次は5カ年計画でございまして、平成25年から29年における災害防止計画の実施状況についてです。

ページを1枚進んでいただけますでしょうか。報告内容でございます。最初に1. この防止計画についての概要。それと2. 鉦山保安の現況について。3. 計画3年度目（平成

27年度)の取り組み実績と評価。そして4.計画4年度目(平成28年度)の取り組み方針といったような順でご説明させていただきます。

3ページです。第12次の計画における目標を定めていただいております。まず各鉱山においては災害を撲滅させることを目指すと。撲滅という意味は、やはり死亡事故が年間数件、罹災者の数も数十名といったことから、こういったことが指定されたわけでございます。加えまして、全鉱山の災害発生状況として、この計画期間5年間の平均で、指標1で度数率0.85以下、指標2、強度率0.35以下となっております。この度数率は、まさに災害の発生頻度を表現しておりまして、強度率は重篤度を表現しております。後ほど簡単にご説明させていただきますので、まずは今の紙を先にご説明申し上げます。

この目標を達成するための主要な対策事項としてⅡ.でございます。1つ目が、鉱山保安マネジメントシステムというものを構築して、構築された後には有効化をなさいといったような方針が示されています。具体的には、①リスクアセスメントをしっかりやっていただくこと。②、そのリスクアセスメントに基づいて鉱山保安マネジメントシステムを構築していただくということでございます。

右上に行きまして3でございますが、発生頻度が高い災害に係る防止も重要な対策として記載されてございます。

そして7に飛びますが、国と鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取り組みといったように、この計画の中では1から7まで記載されていますが、特に重要な1、3、7をご説明させていただきました。

次のページをお願いいたします。これは念のためでございますが、度数率と強度率の定義をご説明させていただきます。度数率とは、労働者災害の発生頻度をあらわす数値で、100万労働時間当たりの被災者の数字です。強度率は、労働者災害による労働日数の損失によって、災害の重軽度をあらわす数値となっております。これは産業規模や企業規模、あるいは鉱山で働いている労働者の規模によらない、大勢で働いているところと少ない人数で働いているところを同じ土俵で評価、比較できるといったような意味で構築されたものでございます。

次のページをお願いします。これは鉱山保安マネジメントシステムというものについての評価のお話でございます。各鉱山では、鉱山保安マネジメントシステムというものをいろいろ導入していただいておりますけれども、それらの導入の状況を、この縦軸のチェックリストⅠ、横軸のチェックリストⅡ、この中にそれぞれ質問事項が9個と11個ござい

して、それをもとに点数化いたします。したがって、点数が高ければ高いほど右上に行く。点数が低ければ低いほど左下に行く。要するに、右上に行けば行くほど、よい評価。左下に行けば行くほど低い評価という状況です。そういったことから、一番下に、平成24年におけるアンケート結果に基づく評価結果を示してございます。下から上のほうに向かっていきますので、(iii)導入準備鉱山、これは全体の62%。導入推進鉱山が全体の25%。本格導入鉱山13%ということで、平成24年のこの数値をベースとして、その後、毎年毎年、上のほうが少しでも多いパーセントになるように、そういったような目標を設定しているものになっております。

次のページです。こちらは今回の第12次計画策定時の目標でございます。上のほうは鉱山保安マネジメントシステムの導入目標、25年度、26年度、27年度とございますけれども、平成29年には鉱山の中の割合として、本格導入鉱山を30%にすると。次の推進鉱山は33%にするというものを目標に掲げました。加えまして、この度数率、強度率の目標値も先ほど申し上げましたとおり定めてございます。つまり、この度数率、強度率の目標を達成するために、鉱山保安マネジメントの導入を促進する、また、保安マネジメントシステムについてはこういった数値目標をつくって導入を図っているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。鉱山保安の現況についてということで、こちらでは過去から平成27年までの状況についてご説明してございます。したがって、この後、ご説明申し上げます3. の計画3年度目の取り組み実績と評価といったところと一部かぶるところがございますので、ご了承いただければと思います。

1枚めくっていただけますでしょうか。こちらでは2つの表を掲げさせていただいております。左側が鉱山数と鉱山労働者数の推移でございます。これをご覧になっていただきますとわかりますように、鉱山の数は、実は平成27年に微増いたしました。他方で鉱山労働者の数は、また平成25年以降急激に下がってございます。これも1つの理由でございますが、この紙の上の青いところの1つ目のポツでご説明申し上げております。平成27年については、石灰石等において鉱山数は微増したが、一般法適用へ移行した製錬所の影響で鉱山労働者数は減少と。この、一般法適用へ移行した製錬所と申し上げますのは、昔は生産活動を行っていた鉱山に付随する製錬所であったものが、鉱山の生産活動が終わって、製錬所だけが残ってしまったと。そういったところについては、鉱山保安法傘下でその製錬所の保安を見るのは限界があるといったような製錬所が出てきたことから、それらは鉱山保安法から離れて一般法のいわゆる産業廃棄物を所管する法律等々で状況を管理させて

いただくといったようなことを意味してございますが、こういったところが幾つか出てきたものですから、多少、昨今、急激に労働者数が減ってしまったといったような状況でございます。

右側でございますが、こちらは罹災者数の推移ということで、平成27年は全部で19名になりました。これは過去から見ますと2番目に低い数値ではございますが、残念ながら一番下にある赤いところ、これは死亡者の数でございます、第12次計画に入ってから、1名、1名と来たところ、今回、2名に増加してしまったと、こういった状況でございます。

次のページをお願いいたします。左側が度数率と強度率の推移でございます。度数率は青でございます、徐々に減ってきていると。他方で強度率は、特に平成22年に死亡者がゼロという、非常にすばらしい状況を我々経験しているものですから、そこで一番最下限に落ちる形で、多少、また右肩上がりになってきてしまっているというのが現状でございます。

右側でございますが、こちらは他産業との比較でございます。強度率、度数率、これは産業規模によらずと先ほども申し上げましたとおり、こういった形で比較ができます。太いグラフのほうでございますが、赤の縦軸が鉱業の度数率でございます、建設業、製造業に比べまして、鉱業では度数率は低い。他方で強度率、これは薄いオレンジの棒グラフでございますが、これは他産業と比較して大きいと。したがって、一度事故を起こすと大きな事故になるといったようなのが私どもの鉱業における災害の状況ということがここで読み取れようかと思えます。

次のページをお願いいたします。こちらでは、具体的な事故の内容、中身を示してございます。左側でございますが、事由別罹災者数の割合。これは平成20年から27年、トータル204名の罹災者の内訳でございます、24%が墜落、取扱中の器材、あるいは鉱物によるものが13%、そしてコンベアが12%等々、要するに石炭鉱山が華やかしきころの落盤による事故とか、あるいは火災による事故というのはなく、ある種のヒューマンエラーに基づく事故が太宗を占めているというのが大きな特徴でございます。

右側が年度別の状況でございます。

次のページをお願いいたします。次のページからは、平成27年の災害発生状況でございます。11ページ、12ページ、13ページ、非常に細かいデータでございますので、個々に全事案を、実際に罹災者があったもの、あるいはなかったものも含めまして、事故と認定さ



れるものについて掲載させていただいてございます。この具体的中身の分類については、先ほどご覧になっていただいたような棒グラフで示されるような状況になってございますが、14ページをお願いいたします。

右側にパワーショベルの絵が描かれているページでございます。こちらは平成25年から27年までの死亡事故を記載いたしました。いずれもパワーショベルを運転中に罹災されたものでございます。4件ともにパワーショベルを運行中、滑らせてしまったと。1件だけは運行中に残壁が急に崩れてきて、埋まってしまったといったようなこともございますが、結果的には4名、お亡くなりになられた件については全てパワーショベルの案件であったということでございます。

実は、今回の資料には載せてございませんけれども、暦年ではないのですが、一昨日ですか、愛知県のほうのけい石山で、ベルトコンベアに巻き込まれて1人、お亡くなりになりました。したがって、その状況も含めて今後の目標等々をつくっていく必要があるといったような状況でございます。

次のページをお願いします。計画3年度目の取り組み実績ということでございます。もう既に申しあげましたことも多々ございますので、右下の18ページをお願いいたします。参考資料4-1でございますけれども、先ほどもちょっと見ていただきました、マネジメントシステムに関するアンケート結果でございます。左下の端、あと右上の端に大きな山があらわれていますけれども、要するに、この左下に位置すればするほど悪い評価、対しまして、我々は少しでも多くの鉱山が早く右上のほうに移行してもらおうといったようなことを期待し、政策を進めております。

次のページでございますけれども、参考資料4-2でございます。こちらは、具体的にアンケートの中身でございます。下のほうにRA項目、これはリスクアセスメントの項目です。MSはマネジメントシステムの項目でございます。この四角囲いの一番下に矢印を大きく書いてございますけれども、左側に行けば行くほどシステムを構築すること、システムの導入にかかわるアンケート、対しまして右に行けば行くほど、そのシステムを導入した後、有効に活用されているかどうかといったような評価項目になってございます。

したがって、今回のアンケートをとった段階では、右側のオレンジ色っぽいところ、ここが評価結果の中でも平均点を下回ったところということになってございまして、今後は導入部分もさることながら、有効化を、各山で図っていただくということが大事な状況になっているということがこれでご覧になっていただけるかと思っております。

次のページをお願いいたします。参考4-3でございますが、鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する評価結果についての考察でございます。2つほど、この評価結果から私ども読み取らせていただきました。上の青いところの四角囲いの1つ目のボックスでございます。労働者数30名未満の中小零細規模の鉱山においてマネジメントの取り組みレベルが総じて高くない。2つ目が、過去10年間の災害発生件数を3分類し、度数率を確認いたしますと、各分類において取り組みレベルが低くなるにつれて度数率が高くなる傾向にあると。したがって、今後は、特に中小零細規模鉱山において取り組みが進むような、私どもの取り組みをしなければいけない。加えまして、やはり取り組みを少しでもやっていただくことが度数率を低めることに効果があるといったようなことを読み取らせていただいた次第です。

次の次のページに行ってくださいませでしょうか。こちらでは発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進ということで、実際、こういった形でパンフレットを作成したり、あるいは災害情報の水平展開を強化いたしましたり、そういった取り組みをさせていただいております。

次の23ページでございますが、3.4でございます。国と鉱業関係団体との連携ということで、鉱山保安推進協議会が実施する民間資格制度や民間表彰制度について、しっかりと連携させていただいております。また、関係業界の方には感謝申し上げる次第でございます。

24ページをお願いいたします。4.の計画4年度目の取り組み方針でございます。

次のページをお願いいたします。4.1、目標達成のためのポイントについてということでございます。改めまして、12次計画は5年間平均で度数率0.85以下、強度率0.35以下を目標にしてございます。対しまして、平成28年度の目標は度数率0.80以下、さらに29年度もおおよそ同じような数値にすることによって、5年間平均0.85を達成しようといったような数字にしてございます。他方で強度率につきましては、既に27年に2人の死亡者を出してしまっているということから、実は、今の段階でも目標の0.35以下というのは不可能になってしまいました。さらには、一昨日に死亡者を1人出したということから、たった今の状況でいきますと、一番低くても、平成28年度は0.35という数字までしか見込めないということで、この資料をつくる時点では強度率0.00とさせていただきましたが、一昨日の死亡者1人を加味いたしまして、ここは0.35を目標にさせていただきます。

1ページめくっていただけますでしょうか。ここでは0.00というのが想定でございますし

たが、28年度目標、ここに0.35という数字を入れますと、5年間平均で、赤字で0.40と書いているところが0.47になります。今、この段階で最善を尽くすという点でいうと、平成28年度目標は0.35といったようなこととさせていただきます。

ちなみにでございますが、次のページ、参考5-1でございます。強度率0.00という想定でございましたので、とりあえず0.00というのはどういった意味があるのかといったようなことをお示しする資料でございます。まず罹災者がゼロであれば、当然強度率はゼロになるわけでございますが、罹災者ゼロというのはさすがに非現実的であろうと。他方で、平成27年の罹災者数が17人だったので、17人全ての方が仮に軽症であったらというのが左から2番目の縦軸でございます。17名の方が事故に遭っても、仮に皆さん軽症であったといった場合には、資料をつくった時点では0.0024を達成することが可能であったといったようなことから、今回、既に死亡災害が1件起きている中では、できる限り、やはり左側に近い数字を目標として達成すべく、皆様方と努力していこうといったようなことを目標とさせていただきます。

次のページは鉱山保安マネジメントシステムの導入についての目標でございます。29年度の目標が一番右側でございますように、上のほうから30、33、37%に対しまして、28年度は30、38、32といったようなパーセンテージを目標に掲げたいと思っております。

次のページでございます。こちらのほうでは、さらに具体的な取り組みの中身を記載してございます。4.3.1、方策1でございますが、鉱山保安マネジメントシステムの定着度・有効度の評価結果に応じた新たな取り組みとして、先ほども申し上げましたとおり、評価結果がよくない鉱山、主には中小零細鉱山向けに、簡便なシステム構築のための要求事項等について検討整理をしていくと。既に、こういった形で導入してくださいといったような、厚さにして1センチぐらいの手引書があるのですが、その手引書ではちょっと詳し過ぎるのではないかと。中小鉱山向けに、もうちょっと簡便な手引書なりを構築していこうというのがこの中身でございます。

加えまして②でございますが、こちらは2行目の右側にシステムの内部監査というものもしっかりと対応していただけるようなものを整理していこうとしてございます。あと、既に25年から27年度にかけて、さまざまなツールを用意させていただきましたので、こちらの有効利用も図っていただくということでございます。

次のページでございます。リスクアセスメントと保安教育の徹底ということでございますが、これは特に直近の事故の経験を少しでも生かすということから、こういったように

させていただきます。平成27暦年は2件の死亡災害が発生して、いずれも経験年数が1年に満たない新入職員の方が罹災者になったということ。加えまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、第12次計画書の死亡災害は、実は全てではなくなってしまったのですが、昨年までの4人の死亡者はパワーショベルにかかわるものでありましたので、特にパワーショベルについてはご注意くださいといったようなことにポイントを置いてございます。あと、既に今年度作成いたしました「リスクアセスメント事例集50選」というのを有効に活用いただくということでございます。

一番最後は事業者の方々だけではなくて、私ども行政サイドもPDCAをしっかりと回して、日々チェックして、アクションを起こして、改善していくといった取り組みをさせていただいたような表現でございます。

以上でございます。

○山富会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明についてご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

非常に残念ながら、5年間の目標としていた数字がうまく実現できない状態にあるわけですが、これから後の4年目、5年目では引き続き死亡事故ゼロを目指し、かつ災害の数を可能な限り減らすというような目標を鉾山側、あるいは行政側でやっていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にございませんようですので、次の議事に移りたいのですが、その前に住田商務流通保安審議官が着席されましたので、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○住田商務流通保安審議官　遅れてまいりまして、大変申し分けございません。商務流通保安審議官・住田でございます。

本日は、山富会長を初めといたしまして、委員の皆様におかれましてはご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また日頃から鉾山保安行政にいろいろな形でご尽力をいただいております。重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

先ほどの議論にもございましたように、やはり鉾山というのはどうしても災害が、注意をしても起きてしまうという、非常に大変な職場であると思っております。私も菱刈鉾山などにも行かせていただきましたけれども、現場の厳しさというものを目の当たりに感じたところでございます。

死亡事故というのも、大変残念ながら昨年も2名の方がお亡くなりになられ、また一昨日、お亡くなりになられた方があって、一生懸命減らしていこう、減らしていこうと努力をしていますが、どうしてもそういった非常に残念なケースが起きてしまうということでございまして、さらに関係者の皆様方におかれましても、また我々もそうなのですけれども、気を引き締めて臨んでいかなければいけないと痛感しているところでございます。

経産省としましては、今日のお話にもありますように、平成25年に策定をいたしました第12次の鉱業労働災害防止計画に基づきまして、鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化に向けて、官民一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、今後の鉱山保安行政、そして皆様の事業活動に反映させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山富会長　ありがとうございました。

それでは、次の報告事項、「『特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）』に係る取り組みについて」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

○清水金属鉱業等鉱害対策官　事務局の清水でございます。

それでは、資料3をタップしていただけますでしょうか。この特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針につきましては、本協議会におきましてご審議いただき、鉱害防止に関します平成25年度を初年度とする10カ年の方針、第5次基本方針として定めさせていただきます。この基本方針の中では、資料の1. 概要にありますとおり、その中の3番目の○で6つの目標を掲げさせていただきます。

それでは、この6つの目標について、それぞれ取り組みの状況についてご説明をさせていただきます。2.(1)の鉱害防止の残存工事についてでございます。これにつきましては、その2番目の○にございますとおり、第5次基本方針の期間中の総事業費65億円のうち、これまで7.4億円の工事のために補助金ベースで約5.6億円の補助金を交付したところでございます。これにつきましては、国及び地方公共団体の予算の確保、財政事情の厳しい中、工事を進めております。今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。坑廃水処理の関係でございます。これにつきましても書いてありますとおり、25年度、26年度、27年度にかけまして、約17億、ないし18億円の補助金を交付している状況でございます。その下の○からでございますが、新た

な坑廃水処理のコスト削減の技術といたしまして、従来の中和剤により行っていた処理ではなく、自然の浄化能力を活用した、いわゆるパッシブトリートメントの実証試験を北海道の本庫鉱山で進めているところでございます。さらに、今年度からはヒョウタンゴケという植物の有する重金属の吸着性や蓄積性に着目した調査事業をスタートしてございます。これらによって、坑廃水処理コストの削減策としての可能性を検討しているところでございます。

2ページの下の方でございますが、(3)排水基準等の規制強化への対応ということでございます。ここに書いてあるカドミウム、3ページにあります亜鉛、それぞれについて、本年中に暫定基準の適用の見直しが行われる予定でございます。これにつきましては、排水基準の改正を踏まえて、鉱業権者等の基準遵守の状況に関しまして、監督部による適切な指導・監督を実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、廃水をめぐる最近の動きをご紹介させていただきます。生物応答を利用した排水管理手法ということを経済省が検討を行っているということのご紹介でございます。これにつきましては、近年、生活の中で使用されている化学物質等が増加して、毒性が未知なものなどについて、水の環境中の水生生物の影響が懸念されているということから、未知な物質などを含めた評価手法として、現行の排水規制を補完する手法として、今、申し上げました生物応答を利用した排水管理手法の導入とそのあり方が検討されているということで、これにつきましては昨年11月に報告書ということで、環境省のホームページに公表されてございます。これにつきましても、今後の推移を見守っていきたいと考えている次第でございます。

続きまして、同じく3ページの中ほどから下にございます中和殿物の減容化等に関することについてでございます。これにつきましても、水処理により発生する中和殿物の削減を行うとする新しい技術の導入の検討、適用可能性等につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

同じく3ページの下の方ですが、集積場の耐震対策等についてでございます。これにつきましては、平成23年に発生いたしました東日本大震災によりまして、3カ所の集積場の流出事故がございました。これを踏まえまして、耐震評価の指針を改正し、いわゆるレベル2地震度に対する評価を導入したところでございます。

4ページの上段を見ていただきたいと思います。この改正を踏まえまして、対象となるおよそ90の鉱山について、ほぼ調査、評価を終了したところでございます。その結果、対

策工事が必要なものにつきましては、工事、または着手の準備などを進めているところでございます。

最後に(6)坑廃水処理管理者の不足等についてでございます。これにつきましては、本協議会でもご説明を申し上げておりますが、一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会が行う資格認定講習という制度によりまして、平成28年1月末の時点で13名の作業監督者を選任しているという状況でございます。引き続き、この制度を活用していくということとしてございます。

以上、簡単でございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

○山富会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○吉本委員 吉本です。パッシブトリートメントについて、ちょっとご質問させていただきたいと思います。これは植物利用ということを前提とされていらっしゃるのか、それとも植物利用に限らず、もう少し幅広く、別の手法の検討もされていらっしゃるのかどうか。今、福島の問題もそうですけれども、いろいろな手法で汚染水処理対策が進んでいると思っております、私、この道の専門家ではないのですが、中小企業の技術も含めて、他にもいろいろな手段があるようにお見受けしておりますので、その進捗状況について伺いできればと思いました。

○清水金属鉱業等鉱害対策官 これについては、とりあえず当初パッシブということで植物を利用した調査なり、研究をスタートさせたところでございまして、先ほどの説明の中にもございましたが、今年度からヒョウタンゴケとか、植物を活用してということで、とっかかりで検討していこうかなと思っているところでございます。

○藤田委員 本庫鉱山に行ったことがあるので追加をさせていただきますと、物理的な利用、沈殿、それから化学的な中和、石灰石です。それも混ぜて、ほかに植物のアシなどによる水酸化物のトラップ、その3つをそれぞれ加えながら、パッシブトリートメントを検討されていると思います。

○福島鉱山・火薬類監理官 せっかくですので、私どもの悩みを共有させていただければと思います。パッシブトリートメント、非常に私ども、期待しております。やはり坑廃水処理に係る費用、一般会計から年間20億出しております、省內的にはものすごい金額という状況です。これは、コスト削減をしていかなければいけないという方向性の中で、

パッシブトリートメントというのは、期待感は非常に大きいです。ただ、これまでのパッシブトリートメント、私どもが行ってきた取り組みの1つ目の課題は、やはり鉱山ごとの特殊性が非常に大き過ぎて、ある鉱山で技術を開発しても、それがほかの鉱山でなかなか適用しづらいということが1つ。

加えまして、パッシブトリートメントの場合は反応速度が非常に遅いものですから、処理する量が極めて少ない量でなければなかなか実用化しそうもないというのが今のところの見立てでございます。具体的には、この資料でございますように、「本事業では、鉱山のほぼ全量(処理量0.2m<sup>3</sup>/分)」と。この0.2という数字なのですが、例えば松尾鉱山とか、そのほか大規模処理を行っているところ、これは分単位で10立方メートル以上です。10から20立方メートル。対しまして、パッシブトリートメントが何とか活用できそうな量というのは0点なんぼとかいうような、そういった規模が今のところ現実的なところなのかといったようなことが私どもの悩みでございます。ただ、こういった取り組みは、担当部署としては継続的にしていかなければいけないことだというような認識ではおります。

以上です。

○藤田委員　カナダではかなり大規模にやっています、例えば透過壁みたいなのを置きまして、湖に浄化水を大規模に流すようなものもあります。時間経過後、透過層をいろいろ修正はしますけれども。ですから、まだ期待はできると思います。

○福島鉱山・火薬類監理官　またご参考にさせていただきたいと思います。

○山富会長　ただ、パッシブトリートメントにつきましては、この資料でございますように、25年、26年度で、本庫鉱山で行っていたものは中止になるということですよ。

○福島鉱山・火薬類監理官　そうです。

○山富会長　それから、私もこんなところで不満をぶちまけるわけではないのですけれども、JOGMECが中心になって行っておりました根源対策というのですかね、発生源対策。尾去沢鉱山で坑内に充填物をボーリングで流し込んで、抑えようというものを3年やったところで、本当なら去年の秋あたり、本格的に充填物を流し込んでやっているところだったのですが、やはり一般財源が厳しいということで中断になったりしております。何とかもう一度復活させないと。藤田先生、所先生、頑張ってください。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。(4)「石炭じん肺訴訟の現状について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。



○野中石炭保安室長 石炭保安室長の野中です。私のほうから、石炭じん肺訴訟の現状について報告させていただきます。資料4をタップしてください。

皆様、ご承知のとおり、石炭じん肺訴訟につきましては、平成16年4月の最高裁判決で国の責任が確定しております。それ以降、新たに提訴された方で要件をみたす方とは和解をしていくということで進めておりますが、要件といいますのが、1. の下のほうに書いております(1)から(3)で、炭鉱での就労歴がある方、じん肺に罹患されている方、時効等になっていない方という、この3つの要件を満たす方とは迅速に和解をしていくということで進めてきております。

現状でございますが、今月の5日現在で、原告患者約2,000名の方と和解が成立しております。約148億円の賠償金を支払っているところでございます。現在、166名の方と協議を進めておまして、和解ができる方とは和解していくということで進めております。

表1に書いておりますけれども、27年度で新規に提訴された方は24名となっております。

次のページでございます。3. 広報活動の強化ということになっておりますけれども、先ほど表がありましたように、提訴される方はある程度出てきてはいるのですが、なかなか関係者に情報が行き渡っていないのではないかとということで、提訴できる方等に早期の和解を促すということで広報活動しております。平成26年度から広報先を大幅に見直しております。25年度から26年度にかけて、約3倍にふやしております。これは、いわゆる労働基準監督署であったり、医療機関、じん肺の患者の方等が行かれるところで、目にするところにポスター等を張っていただきまして、広報活動した結果、3. の表にありますように、26、27に関しましては、その効果がありまして、かなり問い合わせが来ております。26年度は107件、27年度の4～1月で91件ということで、27年度も26年度並みの数の問い合わせが来ております。

ただ、一方、先ほどの表にありましたように、27年度の新規提訴というのが24件ということで、問い合わせの件数が伸びたほど、新規の提訴が増えているわけではございません。今までの問い合わせの中身を見ていきますと、かなり古い方であったりとか、必ずしも裁判のことで問い合わせというわけではない方もおまして、提訴できる方には情報が行き渡って、ある程度落ちついてきたのではないかと。今後は、ある程度収束といいますか、落ちついた数字で提訴されていくのではないかと考えております。いずれにいたしましても、新規に提訴のあった方とは要件等早期にチェックをいたしまして、和解を進めていきたいと考えております。

以上です。

○山富会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。「鉱害防止準備金制度の変更と運用について」ということであります。よろしくお願いいたします。

○清水金属鉱業等鉱害対策官　　それでは、資料5をタップしていただけますでしょうか。平成28年度税制改正（予定）に伴う鉱害防止準備金制度の変更と運用の見直しについてでございます。

まず1. この制度の概要でございますが、ここに書いてあるとおり、金属鉱物等の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法、いわゆる特措法に基づきまして、坑道及び捨石等の集積場といわれる特定施設の使用終了後にみずから実施する鉱害防止事業に必要な費用をあらかじめ積立金としてJOGMECに積み立てることが義務づけられてございます。これによって、鉱害防止事業の確実な実施に役立てるという制度でございます。

この確実な実施を図るため、鉱山の採掘権者等が積み立てを行った場合には、租税特別措置法の規定に基づきまして、積立額を限度に損金算入できるという税制上の措置が認められてございます。この税制上の措置につきましては、2. でございますが、適用期限が平成27年度末となっていたことから、2年間の延長ということで財務省等に要望をしている中で、積立終了後や工事終了後も積立金を取り崩されずに残っている事例が散見されたということで、その辺の運用が不適切ではないかという指摘を受けてございます。この制度の見直しを進めることを条件に、準備金積立額への縮減率を導入することにより、本制度が維持される見込みでございます。

では、その改正内容は、次の(2)でございますが、具体的には、平成27年12月24日の税制改正大綱の閣議決定に書いてございます。準備金積立率を現行100%だったところを80%に引き下げた上で、その適用期限を2年間延長するというものでございます。これにつきましては国会の審議後、租税特別措置法を含む税制全般の改正を受けて、28年4月1日付で施行される予定でございます。

税制の改正内容は以上のとおりでございますが、それに伴って3番目でございますが、運用の見直しということで、次の2点の運用の適正化を図っていくということでございます。1点目が積立金の取り戻しについてで、2点目が次のページでございますが、鉱害防

止積立金の算定についてでございます。

1点目の積立金の取り戻しにつきましては、積立金が取り崩されずに残っている事例が散見されるということで、その適正化を図っていくものでございます。これについては、個別の鉱山の操業状況等を踏まえて、必要な指導を行っていくということでございます。

2番目の鉱害防止積立金の算定につきましては、鉱害防止の事業費が算定時点の物価等を反映した適切な事業費になっていないというような事例が散見されたことから、その運用の適正を図っていくということで、これについても個別鉱山ごとに必要な指導を行っていくということでございます。

以上でございます。

○山富会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に進ませていただきます。「改正鉱山保安法5年後レビューのフォローアップについて」ということです。よろしくお願いたします。

○福島鉱山・火薬類監理官 私から説明させていただきます。本件につきましては、A3の資料を皆様の机の上に紙媒体として置かせていただきました。お手元にご用意をお願いいたします。

改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビュー、これは鉱山保安法が改正されて施行されましたのは平成17年です。国全体として、それぞれの法律について、改正5年後にちゃんとレビューしましょうといったような方針のもと、平成22年度にレビューを行いました。今回はそのまた5年後ということで、そのフォローアップをこの場でさせていただきます。レビューの際にも、この中央鉱山保安協議会でご議論いただいているものでございます。

A3のほうをおめぐりいただけますでしょうか。縦に3つの枠があります。そのうちの左側2つ、課題と対応、ここが平成22年の施行5年後におけるレビューを行っていただいた際に課題として挙げられたもの、それと、その後の対応、こういうことをしなさいといったようなことが記載されています。今回のフォローアップは一番右の縦列でございます。

まず左の2つです。課題と対応について、簡単にご説明申し上げます。課題のところでございますように、このレビューは1. から4. に大きなくくりをされております。1つ目がリスクマネジメント、これは今の私どもの言葉でいいますとリスクアセスメントをした上でマネジメントシステムというものを定着していくといったようなことで表現される

ものでございます。ここにはいろいろ記載されていますが、例えば2つ目のポツでは、小規模鉱山では、なかなかリスクマネジメントが定着していないといったような指摘等々がございます。対しまして、対応の中で①から⑤のような取り組みをなささいというような方向性が示されておりまして、特にこの1. のリスクマネジメントにつきましては、一番右でございますが、相当程度取り組みがなされてきているというように認識してございます。具体的な教育用テキストを作成したり、マニュアルをつくったり、あと水平展開したり、インセンティブ制度を導入したりというようなことを実行してきてございます。これは先ほどの資料2でご説明いたしましたとおりでございます。

上から2つ目の性能規定化の課題でございます。ここににつきましては、一番右に、この間行いました性能規定化の具体例がございます。こういったことを実行してきているところでございます。

本日、非常に重要なパートと考えてございますのが、この3. の作業監督者等の課題でございます。この作業監督者というものですが、これは現行の鉱山保安法において、鉱山労働者を現場で監督される方のことを作業監督者といひまして、この作業監督者のさらに上に保安統括者等々がいらっしゃるというような部分でございます。この作業監督者につきましては、改正鉱山保安法でも資格を有することが求められているものでございます。

課題の中身を読ませていただきます。鉱害防止管理者などの一般法の資格取得が困難。この一般法というのは、鉱山保安法をある種分野ごとの特別法という位置づけをするならば、水質汚濁法や電気事業法等々を一般法と私ども申し上げてございます。この一般法資格取得が困難だと。従来は、鉱山保安法の中の資格をとることで鉱害防止に従事するものが有資格者となったのですが、改正鉱山保安法になりまして、従来の鉱山法特有の資格制度がなくなったということから、鉱害防止管理に基づく一般法の資格が求められたと。それに対して資格取得が困難な状況になってしまったというのが当時の状況でございます。

また、鉱山保安法令の理解度が求められていないため、これをみずから学ぼうとする動機づけが働かないといったことも、当時、課題として挙げられました。

対しまして、真ん中の①②が具体的な対応として行われたものでございます。①一般法の資格取得についてでございます。2つ目のポツでございますが、特に資格取得促進の検討が必要な資格は鉱煙分野、あるいは坑廃水分野、あるいは一般粉じん等の公害防止管理者資格です。3つ目のポツの下の方ですけれども、下線を引いてございます。民間の自主的な活動の定着が確認されれば、作業監督者の資格として認めることとすると。なお、

あわせて更新制度を導入するといったようなことをございます。これは要するに、新たに民間資格制度を立ち上げて、公害防止管理に従事できるように、民間資格制度を構築してはどうかといったような提案がなされました。対しまして、一番右ですけれども、平成24年4月に休廃止鉱山資格認定協会というものが設立されました。設立されて、実際にこの講習を受けて、修了試験に合格された方は、この民間資格の合格者ということになりました。そういった実績が積み、平成26年6月に、この講習修了試験合格者については、鉱山法で規定する作業監督者として認定できるよう、省令改正を行いました。要するに、この民間の制度で合格になった方は、法律でいう有資格者であって、作業監督者になれるといったような制度ができて、それが今、定着してきていると、こういった状況でございます。

真ん中の対応の②でございます。これは先ほどの、鉱山保安法令の理解度が求められないため、みずから学ぼうとする動機づけが働かないといったようなことに対する対応でございます。新たな民間資格である保安管理マスター制度の確立と、その資格講習の創設といったようなことが対応として求められ、具体的に、民間資格として保安管理マスター制度を創設しなさいと。それと2つ目のポツとして、更新制を適切に導入してはどうかといったような提案がなされ、一番右でございますが、実際に平成25年4月に、この保安管理マスター制度というものが民間主導で設立されました。現在まで3回の試験が実施され、439名の合格者が出され、実績を積み重ねてきたといったような状況でございます。ただ、こちらにつきましては、今現在は、先ほど申し上げました公害防止の民間資格を法的に位置づけているのとは対照的に、こちらではまだ法的位置づけは対応してございません。それについて、一番右側の枠囲いの一番下でございますとおり、天然ガス鉱業会のほうから、鉱山保安に係る学習意欲を高めるため、保安管理マスター制度資格を法令上に位置づけるべきとの意見をいただいております。4. までご説明させていただいた後、ご意見をお伺いできたらと思っております。

4. の保安教育の課題ということでございますが、しっかりと保安教育が実施されていない、不十分であった作業が6割も認められたと。したがってガイドラインを策定してはどうかといったような方向性が示され、実際にガイドラインが示されたし、あるいは今、ご説明申し上げました保安管理マスター制度というものが発足され、民間事業者さんにおける教育制度が確立されたといったような方向性になってございます。

以上、こういった状況でございます。

○山富会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思います。  
お願いいたします。

○深澤委員　　天然ガス鉱業会でも議論しておりますし、実際に石油天然ガス鉱業に属している者としてコメントさせていただきます。

旧鉱山保安法の下では保安資格を取得していた者がかなりおりましたが、鉱山保安法が改正されて、今の40代前半ぐらいから若い人には、保安資格を持っていない者が増えております。弊社としまして、一般法の取得を奨励すべく予算もとって指導はしてきておりますが、なかなか資格を取得できないという現状がございます。一方で、旧法の鉱場保安係員に相当する資格が必要な者に鉱場全体の保安確保の知識とか技能を身につけてもらうということが大きな課題となっております。一般法は個々の設備を対象としていますが、鉱場保安というのは設備全体にわたって見てもらわなければいけないということで、この教育が大きな問題となっております。石油天然ガスの方は一昨年からは保安管理マスター制度が始まり、これを契機に現場に従事する者が勉強するようになってきて、全体で毎年300人を超すような人たちが受験しております。現場でもこの勉強をしましょうという意欲が増えてきております。国がこういう制度を先導していただき、法令上にも位置づけるべく検討していただいていると認識しております。現場の保安をご理解いただき、是非ともこの制度を推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山富会長　　ありがとうございました。

○森本委員　　石灰石鉱業協会の森本でございます。3点ほど、お礼とお願いを申し上げます。  
たいと思っております。

まず1点目が保安管理マスター制度でございます。今のご説明にもありましたとおり、平成25年度から、この保安管理マスター制度は人材育成のための民間制度として発足しております。26年度からは露天採掘分野に加えまして、現在、ご発言がありました石油天然ガス分野のほうの鉱場分野も追加をして、本年で3年を終了しております。この実施に当たりましては、経済産業省から法令試験、あるいは法令講習に係る講師の派遣等、多大の協力をいただいております。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

制度発足以降、資料にもありました、合計で439名の合格になっております。また、我々で実施したアンケート調査等では、各企業における本制度の合格者も、公的な資格と同列に処遇していく企業も年々増加している現状で、各鉱山における人材育成のツールとして

定着していると認識しております。ぜひ、引き続き本制度の実施に必要なご協力をお願いしたいと思います。

2点目、表彰制度でございます。実は、ご承知のとおり、平成25年度末で鉱業労働災害防止協会が解散になり、同協会の表彰制度も終了しております。我々、関係鉱業団体4団体で鉱山保安推進協議会を発足し、民間の表彰制度を、本年度で2回目の表彰を終了いたしました。この表彰式は国と鉱業関係団体との連携・協働という取り組みの一環として、経済産業省のご支援のもとに、経済産業大臣表彰式と併設をするという形で開催しております。この表彰は、鉱山保安の向上に非常に大きく貢献していると考えており、今後とも現場の保安力の向上に向け、ぜひ連携・協働の取り組みの継続をお願いいたします。

最後に、今、天然ガス鉱業会のほうからもお話がありました保安全管理マスター制度の鉱山保安法令上の位置づけについてでございます。我々石灰石鉱業会においても、現状経過措置の適用ということで、旧法の保安係員の資格をもった人が作業監督者に選任をされているというのが現状でございます。今後、こういった方が退職をされてしまった場合の中小規模の鉱山では、非常に問題が発生すると考えております。天然ガス鉱業会と同じように、この保安全管理マスター制度の資格を鉱山保安法令上位置づけていただければ、業界としても大変ありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山富会長　　ありがとうございました。

○小林委員　　小林と申します。私、労働組合の委員長も務めておりまして、労働者側の立場という観点からもお願いをしたいと思っております。

先ほど来、話がありました保安全管理マスター制度の件についてなのですが、労働組合、それから我々が加盟します上部団体においても、労働災害防止といった観点から取り組みを進めているところです。私自身も旧鉱山保安法の保安係員の資格を有している者なのですが、私も当時、この資格をとるに当たって、当然勉強もしてきましたし、そういった意味で、業務の面で、仕事の面で、非常に有効で、知識、技術もそうなのですが、その資格を持って係員に選任されたときの責任感という、この重さというものも痛感しながら作業に当たってきたところもございます。

したがって、今回、この保安全管理マスター制度を前向きに検討いただいているということで、技術とか技能もそうなのですが、やはり個々人の保安意識、責任感をもつのは、国家的な資格というのですか、こういったものも非常に有効な手段だと思ってお

ります。今回、前向きに検討いただけるということなので、非常にありがたく思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山富会長　　ありがとうございました。

○福島鉱山・火薬類監理官　　前向きにというようにお話しいただいています。私ども事務局といたしましては、基本的には前向きに対応させていただきたいと考えてございます。ただ本件は、これに対応していこうと思ひますと省令改正に当たるものですから、この中央鉱山保安協議会における審議事項になります。本来であれば、私どものこれまでの本件についての、業界の方々との打ち合わせがしっかりとなされていれば、この場でご審議いただくという形がとれていたわけなのですが、実はその最終調整に手間取り、直前までかかったということから、今回は正式な審議事項ということで立ち上げることができませんでした。

分からない方のために念のためでございますが、このマスター制度というのは、いわゆる鉱業関係の大きな団体組織、天然ガス鉱業会、石灰石鉱業協会、日本鉱業協会それと、石炭エネルギーセンターという組織がございます。その中でも、要は現場の労働者の数が非常に多い石灰石鉱業協会さんと天然ガス鉱業協会さんが2者で、この保安管理マスター制度というものを立ち上げられ、いまだにその事務局として対応されているといったことから、本件関係者の方々が先ほどご意見をいただいたところでございます。

私どもとしましては、今現在、あるいは今後の対応の困難性、さらには鉱山保安法をしっかりと学んでいただくためのインセンティブづくり、そういったことを通じて、保安人材の質の維持向上が図れるのではなからうかと感じているところでございます。したがって、基本的には前向きに進めさせていただければと思ひますが、先ほどのとおり、こちらでの審議事項とすることができませんでしたので、大変恐縮ながら、書面審議ということとさせていただくことでご理解いただければと思ひしております。

以上です。

○山富会長　　ありがとうございました。

この件について、ご意見ございましたらお願ひいたします。ございませんか。

それでは、今、福島監理官のほうからご発言がありましたように、保安管理マスター制度にかかわる省令改正、これにつきましては、今日の審議の時間に間に合わなかったということで、事務局からのご説明のとおり、この後、書面審議という形でお諮りしたいと思



いますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

これで本日の議題、全て終了いたしました。全体を通じて何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたします。最後に事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○福島鉦山・火薬類監理官 特にごございません。

○山富会長 それでは、以上をもちまして、本日の中央鉦山保安協議会を閉会といたします。皆様、長時間ありがとうございました。